

令和4年10月4日

各位

銀行等保有株式取得機構

対象株式等の買取り期間について

当機構の運営委員会では、

「対象株式等の買取り期間を令和4年11月1日から令和5年1月31日までとする」

ことを議決しました。現在の買取り期間の終了期日である令和4年10月31日以降も引き続き買取り業務を行います。対象株式等とは、株式(上場株式、優先株式、優先出資証券)、受益権(ETF)及び投資口(J-REIT)をいいます。議決事由は以下のとおりです。

株式等の市場は現時点で先行き不透明感が残存しており、金融資本市場が受ける影響には今後も留意が必要な状況にある。一方、政策保有株式の削減については、金融機関を中心に、当機構に対する潜在的な買取りニーズは引き続き高い状況にあると考えられる。

かかる環境を考慮し、機構が引き続きセーフティネットとして対象株式等の買取りをすべく、上記の買取り期間を設定することが適当と考えられる。

以上

本件に関する照会先
銀行等保有株式取得機構
運営企画室
Tel 03-3553-1761